

平成 26 年 3 月 14 日

株 主 各 位

東京都中央区晴海一丁目 8 番 10 号
株式会社プラザクリエイト
代表取締役 大島 康広

株式の分割に関する基準日設定公告

当社は、平成 26 年 2 月 7 日開催の取締役会において、平成 26 年 4 月 1 日（火曜日）付をもって当社普通株式 1 株を 3 株に分割することを決議いたしました。つきましては、この株式分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成 26 年 3 月 31 日（月曜日）と定めましたので公告いたします。

以上

.....

【お知らせならびにご注意】

1. 株式分割後のご所有株式に関するご案内は、平成 26 年 5 月上旬ごろにお届けご住所にお送りいたします。
2. 平成 26 年 4 月 1 日付で、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等の振替口座に記録されることとなります。
3. 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いします。